

政府等の助成金・支援策を積極的に 利用しましょう(令和4年度分)

コロナ、円安、物価高騰、少子化…加盟店の皆さまの経営環境は苦しくなる一方だと憂慮いたします。

経営努力だけではなんともできないとき、お役に立つのが助成金や支援策です。

国(政府)、都道府県、地域の商工会議所、そのほかいろいろな機関等で、助成や支援を実施していますが、なかなか見つけられない、探す時間もない、どうやって探せばいいのかわからない…などという場合もあると思います。

全改協では、少しでも加盟店のお役に立つため、従来から助成金や支援策をご紹介します。

これからご紹介するのは一部ですが、これらをヒントにご自分のお店に合うものを探しだし、経営にお役立てください。

1 独立行政法人中小企業基盤整備機構を利用しませんか

独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「中小機構」とします)をご存じですか?
中小企業に対して、幅広い支援を実施している、国の中小企業政策の実施機関です。

政府や自治体や各種支援機関と連携し、中小企業のサポートを実施しています。

詳しくは <https://www.smrj.go.jp/> をご覧ください。

同機構の経営者向け支援策の中からいくつかをご紹介します。

経営相談

経営に関する相談

オンライン経営相談「E-SODAN」

経営に関する悩みに、各分野の専門家が対面、電話、メールで無料相談に応じるほか、AIや専門家と直接チャットで相談できる「E-SODAN」が開設されています。

SDGsに関する相談

中小企業、小規模事業者へのSDGsの理解促進と達成支援として、各地に相談窓口を設置し、また情報支援や、冊子「中小企業のためのSDGs活用ガイドブック」の無料公開などを行っています。

資金調達

債務保証

事業者が金融機関から融資を受ける際に、中小機構が債務保証することで円滑な資金調達をサポートします。

収益力改善・事業再生

中小企業活性化協議会による支援

各都道府県の商工会議所に設置された中小企業活性化協議会に所属している公認会計士等、土業の専門家で結成している支援チームが、収益力改善支援、再生計画策定支援、廃業・再チャレンジ支援を行います。

販路開拓

eコマース(ec)支援

ECを活用した販路開拓等についてのオンライン講座、セミナー・ワークショップ、ECに詳しい専門家が中小企業のECに関する悩みや相談に直接答えるEC活用支援アドバイス、などを行っています。

経営基盤の強化

事業継続力強化支援事業

中小企業の経営を強靱化することを目指す支援です。「事業継続力強化計画」の策定を通して、自然災害、感染症などに強い店舗になるための各種支援策があります。

セミナー、シンポジウムの開催、ホームページ上でAIによる自動相談ができる「経営相談チャットサービス」などのほか、実際の取り組み事例の情報を見ることもできます。

ハンズオン支援

経営課題の解決に向けて、個別事情に合わせて多様な支援テーマを提案し、課題解決のサポートをしてくれる支援です。

幅広いジャンルの専門家が、会計、マーケティング、人事制度などの課題には、事前調査を行ったうえでサポートしてくれます。

よろず支援

中小企業・小規模事業者の相談に対して、各都道府県の「よろず支援拠点」に所属する多数のコーディネーターが、何度でも、無料で対応してくれます。

また、各都道府県の支援拠点で独自のセミナー開催等もしています。

事業承継

事業承継対策

事業承継に関するセミナーやフォーラムの開催、マニュアルや支援事例の公開、経営後継者のための研修などのほか、各都道府県に相談窓口「事業承継・引継ぎ支援センター」が開設されており、相談ができます。

以上は一例です。詳しくは、中小機構のホームページ <https://www.smrj.go.jp/index.html> からお調べください。



〒101-0065 東京都千代田区
西神田3-1-2ウインド西神田ビル502
発行所
一般社団法人全国牛乳流通改善協会
TEL.03-6380-8021
FAX.03-6380-8435
e-mail: mail@zenkaikyuu.or.jp
U R L : www.zenkaikyuu.or.jp
twitter : @zenkaikyuu
facebook : 全国牛乳流通改善協会

紙面から

政府等の助成金・支援策
インフォメーション
インボイス制度への対応について
道交法改正(アルコール検知器)について
(一) 四
(二) 四

自然の恵みを楽しむ方へ
おいしい
雪印メグミルク牛乳

低温脱気製法
低温でやさしく酸素を除去してから殺菌することで生乳本来の“おいしさ”を保つ技術です。

カルパワー
1日分のカルシウムと鉄分
栄養機能食品(鉄・葉酸)

ビタミンD 葉酸 ビタミンB12 低脂肪

食生活は、主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを。

宅配専用
雪印メグミルク
宅配フリーコール
0120-758-369
9:00~17:00
(土日・祝日・年末年始を除く)

商品の中身・成分に関するお問い合わせ
<https://www.meg-snow.com/contact/t-inquiry/index.php>

2

厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

(詳しくは：<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>)

厚生労働省から 事業主の皆さまへ、従業員の皆さまへ (*令和4年7月～11月の休業が対象)

➡ 事業主の皆さまへ

一 休業支援金・給付金の申請をしてください

新型コロナウイルス感染症の影響により従業員を休業させた場合、シフト勤務の勤務時間や勤務日を削減させた場合、休業手当の支払には雇用調整助成金が活用できますので、これを活用してください。

また、休業手当の支払が困難な場合には、従業員が直接国に申請し、国が支給する「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金(以下「休業支援金」)」がありますので、従業員にお知らせください。

事業主の皆さまが申請にあたって必要な作業は、休業の事実について確認するための書類を作成する等だけであり、金銭負担はありません。

なお申請には期限がありますので、お早めにお手続きください。

➡ 従業員の皆さまへ

一 休業支援金・給付金の申請をしてください

コロナの影響により休業、時短勤務、シフト勤務の削減をされた従業員の方々に、事業主から休業手当の支払を受けられていない方には、国が支給する「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」が受けられる場合があります。要件に該当すると思う場合には遠慮なく国に申し出てください。なお、労働保険に加入していても申請は可能です。

申請する際に必要な書類を、事業主の協力のもと作成すると審査が早く進み、休業支援金を早く受け取れますので、事業主にご相談ください。なお、事業主の協力が得られない場合でも条件を満たしていれば、もちろん申請することができます。

また、仮に、休業支援金の申請やその相談をしたことのみを理由として解雇や雇い止め、労働条件の不利益な変更を事業主側が行うことは不適切であり、労働基準法に照らして無効となる場合があります。また、仕事を与えられなくなったりした場合は、パワーハラスメント(パワハラ)にあたる可能性があります。休業支援金の申請などに伴うトラブルがあった場合は、労働基準監督署などにご相談ください。

対象	助成内容
新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた労働者のうち、休業期間中の賃金(休業手当)の支払を受けることができなかった労働者(労働保険被保険者でない方も対象)	休業前の1日あたり平均賃金×80%×{(各月の休業期間の日数)−(「就労等した日数」と「労働者の事情で休んだ日数」の合計)}

申請期限

休業した期間	締切日(郵送の場合は必着)
令和4年4月～6月	令和4年9月30日(金)
令和4年7月～9月	令和4年12月31日(土)
令和4年10月～11月	令和5年2月28日(火)

(※本紙制作期間の関係により、はじめの2つの期間は締切を過ぎています。ただし、やむを得ない理由として認められる可能性もあります。厚労省のホームページで「疎明書」をダウンロードし、添付して申請してみてください。

疎明書：<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000995934.pdf>

申請に必要な書類

- ・支給申請書
- ・支給要件確認書(基本的に労働者と事業主で協力して作成する)
- ・本人確認書類(免許証の写しなど)
- ・振込先口座確認書類(キャッシュカードの写しなど)
- ・休業前および休業中の賃金額を確認出来る書類(給与明細の写しなど)

申請の方法

郵 送：〒600-8799

日本郵便株式会社 京都中央郵便局留置

厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金担当

3

政府の主な支援・助成

*このリストは、助成金の種類と支給額だけを記したものです。助成金を受けるためには、細かい要件、書類作成などの手続き、審査などがあることにご注意ください。また、あなたのお店がすべてこれらの助成金の対象であるというわけではありません。詳しくは各自でお調べください。

まず新型コロナウイルス対策として、以下の2つの支援を紹介します。

1. 新型コロナウイルス感染症対応トライアルコース

新型コロナウイルス感染症の影響により離職した労働者を雇用する事業主が対象です。

コース名称	対象	助成内容
新型コロナウイルス感染症対応トライアルコース	常時雇用を希望し、新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用による雇い入れを希望し、経験のない職業に就く労働者をハローワーク、職業紹介所経由で雇用した事業所	1週間の所定労働時間30時間以上の労働者1人あたり最大1ヵ月4万円(最長3ヵ月間)
新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアルコース	常時雇用(短時間労働)を希望し、新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用による雇い入れを希望し、経験のない職業に就く労働者をハローワーク、職業紹介所経由で雇用した事業所	1週間の所定労働時間20時間以上30時間未満の労働者1人あたり最大1ヵ月2.5万円(最長3ヵ月間)

2. 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師等の指導により休業が必要とされた妊娠中の労働者の休業制度を整備し、実際に妊娠中の女性を休業させた事業主が対象です。

コース名称	対象	助成内容
新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース	令和2年5月7日から令和5年3月31日の間に、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として医師等の指導で休業が必要とされた妊娠中の女性が取得できる有休制度を整備し、実際にその制度を用いて20日以上以上の休暇を取得した労働者を雇っている事業主	対象労働者1人あたり28.5万円 上限は1事業所5名まで 対象期間は令和4年4月1日から令和5年5月31日まで

その他、多数ある助成金の中から、皆さまに関係のありそうなものを選び、列挙いたします。なお紙面の制約があるため、細かい支給条件等は記載していません。各自でネット、ハローワーク等でお調べするか、お尋ねください。

3. 雇用維持関係の助成金

● 雇用調整助成金

景気の変動、産業構造の変化などの経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた際、雇用者を休業、教育訓練、出向などで雇用維持する事業主が対象

①休業	休業手当等の4/5、解雇を行わず雇用を維持している場合は9/10
②教育訓練	休業手当等の2/3 プラス 1人1日あたり1,200円

4. 再就職支援関係の助成金

● 労働移動支援助成金

早期雇入れ支援コース

リストラされ、「再就職援助計画」「求職活動支援書」の対象者である等の労働者を、離職翌日から3ヶ月以内に雇い入れた事業主	通常助成 30万円、 コロナの影響で離職した45歳以上の者を、離職前と異なる業種で雇い入れた事業所にはプラス40万円
---	---

5. 就職・再就職拡大支援関係の助成金

● 中途採用等支援助成金

中途採用拡大コース

中途採用者の採用を拡大した事業主が対象

①中途採用率を拡大した場合	1事業所あたり50万円または70万円 (中途採用率による)
②45歳以上の労働者を初めて雇い入れた場合	60万円 (60歳以上の労働者を初めて雇い入れた場合は70万円)
②中途採用に係る情報公開を行い中途採用者を増やした場合	30万円

6. 雇い入れ関係の助成金

● 特定求職者雇用開発助成金

特定就職困難者コース

高齢者(60歳以上65歳未満)、母子家庭の母、障がいを持つ人など、就職が困難な人を継続労働者として雇い入れた事業主が対象

	短時間労働者以外	短時間労働者 (1週間の所定労働時間が 20時間以上30時間未満の者)
高齢者 母子家庭の母等 父子家庭の父、 その他9条件に該当	60万円	40万円
身体・知的障がいを持つ人 (重度以外)	120万円	80万円
身体・知的障がいを持つ人 (重度)	240万円	80万円

生涯現役コース

65歳以上の離職者を1年以上継続して雇い入れる事業主に支給されます。

短時間労働者以外の者	短時間労働者(一週間に20時間以上30時間未満勤務)
70万円	50万円

被災者雇用開発コース

東日本大震災の被災地域の被災離職者等を1年以上雇用されることが見込まれる労働者として雇い入れる事業主に支給されます。

短時間労働者以外の者	短時間労働者(一週間に20時間以上30時間未満勤務)
60万円	40万円

発達障害者・難治症疾患患者雇用開発コース

発達障害者または難治症疾患患者を1年以上雇用されることが見込まれる労働者として雇い入れる事業主に支給されます。

短時間労働者以外の者	短時間労働者(一週間に20時間以上30時間未満勤務)
120万円	80万円

7. 雇用環境の整備関係等の助成金

● 障害者作業施設設置等助成金

すでに雇っている、あるいは新たに雇い入れる障がいを持つ人のために、新しく作業施設を設置・整備する事業主に支給されます。

作業施設等の設置・整備に要する費用の2/3

● 障害者介助等助成金

すでに雇っている、あるいは新たに雇い入れる障がいを持つ人のために、必要な介助者の配置または委嘱をする事業主に支給されます。(一部を抜粋しました)

職場介助者の配置、 委嘱	配置の場合、職場介助者の賃金の時間単価×介助時間数×3/4 委嘱の場合、委嘱1回あたり費用×3/4	支給期間10年間
職場介助者の配置、 委嘱の継続	上記の助成機関10年間終了後も続けた場合、配置の場合は職場介助者の賃金の時間単価×介助時間数×2/3 委嘱の場合、委嘱1回あたり費用×2/3	支給期間5年間
手話通訳・要約筆記等の 担当者の委嘱	委嘱1回あたり費用×3/4	支給期間10年間
療養のため休職した障がい を持つ人の職場復帰のため に配慮を行う職場	該当1人あたり月額6万円 さらに職場復帰に伴い、新たな職務に必要な知識・技術のための講習を実施した場合の経費について、 5万円以上10万円未満の場合 3万円 10万円以上20万円未満の場合 6万円 20万円以上の場合 12万円	支給期間1年間

8. 人材確保等支援助成金

● 65歳超雇用推進助成金

65歳超継続雇用促進コース

65歳以上への定年引き上げ等を実施する事業主に支給されます。(一部抜粋)

<定年を引き上げた、または定年の定めを廃止した場合>

	定年年齢を65歳に引き上げ	定年年齢66歳～69歳を5歳未満引き上げ	定年年齢66歳～69歳を5歳以上引き上げ	定年年齢を70歳未満から70歳以上に引き上げ	70歳未満を対象に定年の定めを廃止
60歳以上の被保険者が1～3人	15万円	20万円	30万円	30万円	40万円
60歳以上の被保険者が4～6人	20万円	25万円	50万円	50万円	80万円
60歳以上の被保険者が7～9人	25万円	30万円	85万円	85万円	120万円
60歳以上の被保険者が10人以上	30万円	35万円	105万円	105万円	160万円

<希望者全員を対象とした66歳以上の年齢まで雇用する継続雇用制度を導入した場合>

	66歳～69歳	70歳未満から70歳以上
60歳以上の被保険者が1～3人	15万円	30万円
60歳以上の被保険者が4～6人	25万円	50万円
60歳以上の被保険者が7～9人	40万円	80万円
60歳以上の被保険者が10人以上	60万円	100万円

高齢者無期雇用転換コース

50歳以上、かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用契約者に転換する事業主に支給されます。

該当する労働者1人あたり48万円

9. キャリアアップ助成金

正社員化コース

有期雇用労働者等の正規雇用労働者等への転換、または派遣労働者を直接雇用した事業主に支給されます。

	対象労働者1人あたりの支給額	対象労働者が母子家庭の母もしくは父子家庭の父の場合の支給額への加算額	派遣労働者を直接雇用した場合の支給額への加算額
有期契約から正規雇用への転換	57万円	9.5万円	28.5万円
無期雇用から正規雇用への転換	28.5万円	4.75万円	28.5万円

賃金規定共通化コース

有期雇用労働者等と正規雇用労働者の賃金規程を、新たに、有期、正規共通のものに規定・適用した事業主に支給されます。

1事業所あたり57万円

10. 仕事と家庭の両立支援関係等の助成

● 両立支援等助成金

出生時両立支援コース(子育てパパ支援助成金)

男性労働者が育児休業を取得しやすい環境整備を行い、出生後8週間以内に実際に男性労働者が利用した場合の事業主に支給されます。

1人あたり20万円

男性労働者の育休取得率が、上の助成を受けてから3年以内に30%以上上昇した場合の事業主に支給されます。

1事業年度以内に30%以上上昇した場合	60万円
2事業年度以内に30%以上上昇した場合	40万円
3事業年度以内に30%以上上昇した場合	20万円

インフォメーション 全改協からのお知らせ

インボイス制度への対応はお済みですか!

以前から全改協だよりでもお知らせしておりますが、「適格請求書保存方式」、いわゆる「インボイス制度」が来年10月1日から本格導入されます。適格請求書、いわゆる「インボイス」を発行するためには、「適格請求書発行事業者」になる必要があります。適格請求書発行事業者になるかどうかは任意ですが、インボイスを発行するには適格請求書発行事業者になる必要があります。そして、適格請求書発行事業者になるためには、原則、来年(令和5年)3月31日までに登録申請が必要です。

インボイス制度になると・・・

- 請求書の書き方を、「適格請求書」に従う必要があります
- 適格請求書発行事業者には、適格請求書を発行する義務が生じます
- 適格請求書は、適格請求書発行事業者だけが発行できます
- 適格請求書は、仕入税額控除を受けるために保存が必要です
- 税額計算の方法が変わります

業務の内容が宅配100%など「顧客がすべて宅配などの一般消費者」という加盟店さまは登録する必要はありませんが、食料品店や企業など取引先が課税事業者の場合には、登録の検討が必要となります。「適格請求書発行事業者」の登録はすでに受付がはじまっています。

現在免税事業者である加盟店さまの中で、取引先から適格請求書の発行を求められる可能性が考えられる場合には、取引を維持するため、課税事業者に変更すること、そして適格請求書発行事業者への登録の検討も必要です。

どうしたらよいかわからない場合は、お世話になっている会計事務所などへのご相談をお勧めします。

改正道交法による安全運転管理者制度の義務付け(運転時のアルコール検査)の現状について

道路交通法が改正され、令和4年10月1日から、安全運転管理者はすべての運転者に対し、

- アルコール検知器による酒気帯びの有無の確認
- その内容を記録し、一年間保管すること

が義務付けられましたが、昨今の半導体不足により、当分の間、**アルコール検知器使用義務化規程を適用しないこととされました**(令和4年9月9日付け警察庁通達第218号)。

「当分の間」とは、現時点ではアルコール検知器が十分な量流通する見通しが立っていないため具体的な時期を示すことはできない、とされています。

ただし、目視等で確認すること、ならびに記録し一年間保管することは義務付けられていますので、留意してください。

介護離職防止支援コース

介護支援プランを策定し、それに基づいて介護休業を取得した労働者が生じた場合、また仕事と介護を両立する制度(介護両立支援制度)を利用した労働者が生じた事業主に支給されます。

また、新型コロナへの対応で家族を介護するために有休を取得した労働者が生じた場合の事業主に支給されます。

①介護休業	・休業取得時	28.5万円
	・職場復帰時	28.5万円
②介護両立支援制度		28.5万円
③新型コロナウイルス感染症対応特例	・有休取得日数5日以上10日未満	20万円
	・有休取得日数10日以上	35万円

育児休業等支援コース

育児復帰支援プランを策定した職場で、それに基づいて育児休業を取得し、その後復帰した労働者が生じた事業主に支給されます。

また、新型コロナウイルス感染症で学校が臨時休校になったために子どもの世話をする労働者のために特別休暇制度等を制定し、利用した労働者が生じた場合の事業主に支給されます。

①育児取得時			28.5万円
②職場復帰時			28.5万円
③職場復帰後支援	・制度導入時		28.5万円
	・制度利用時	子の看護休暇制度	取得休暇1時間あたり1,000円
		保育サービス費用補助制度	事業主が負担した額の2/3

不妊治療両立支援コース

不妊治療のための休暇制度や時差出勤、フレックスタイム制度などを制定し利用させた事業主に支給されます。

①環境整備、休暇の取得等	28.5万円
②長期休暇の加算	28.5万円

11. 受動喫煙防止対策を支援するための助成金

●受動喫煙防止対策助成金

出生時両立支援コース(子育てパパ支援助成金)

労働者の健康を保護する観点から、事業場による受動喫煙を防止するための効果的な措置を講じた事業主に支給されます。

助成対象	助成率	上限額
対象措置のための工費、設備費、備品費、機械装置費など	1/2	100万円



毎日の健康を応援いたします!

宅配専用

長期常温保存可能

冷奴
に



- なめらかな食感
- 大豆本来の香りと甘み
- 冷奴におすすめ

お料理
に



- しつかりとした硬さ
- 水切り不要で手間いらず
- お鍋やお料理におすすめ

森永乳業